

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

(天理市手数料条例の一部改正)

第1条 天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2号中「450円」の次に「。ただし、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する専用の端末機(以下「多機能端末機」という。)による交付の場合にあっては、400円」を加え、同表第19号中「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する専用の端末機(以下「多機能端末機」という。)」を「多機能端末機」に改め、同表第21号中「300円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、250円」を加える。

第2条 天理市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第26号中「300円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、250円」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年3月28日から、第2条の規定は同年6月15日から施行する。